

堺市善行者表彰 推薦要領

【制定趣旨】

奉仕活動等市民の模範となる善行を長年にわたり継続し、明るく住みよいまちづくりに努めてきた方々を顕彰する。

【対象者】

本市区域内に居住する方で、下記の[堺市善行者表彰制度における善行の考え方]に該当し、<対象となる活動> A～Cのいずれかに尽力した方。

[堺市善行者表彰制度における善行の考え方]

当該表彰制度における善行とは、以下の全てを満たす行為とする

- 社会貢献 不特定多数の者（特定の個人又は団体以外の者をいう）の利益に役立つ行為
- 自発的な意思 自らの意思をもって行われる行為（団体の一員としての活動でないこと）
- 営利を目的としない 財産上・金銭上の利益を得ることを目的としない行為

<対象となる活動>

対象	活動例
A. 美しく清潔なまちづくり活動又は平和で安全な環境づくり活動	○道路、公園など公共の場所の清掃 ○地域のゴミ減量化や環境美化の推進
B. 社会的に援護を要する人に対する愛情をもつての救済活動	○社会福祉施設への慰問、奉仕活動
C. その他市民の模範となる善行に値する活動	

上記活動であっても、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

<対象とならない活動>

- ①公共団体や公共的団体の職務として行われた活動（堺市等から委嘱を受けて行われた活動など）

例 スポーツ推進委員活動、交通指導員活動、青少年指導員活動、民生委員児童委員活動、障害者相談員活動、統計調査員活動など

- ②多数の人が携わる組織単位での活動

例 自治会活動・子ども見守り隊活動・ボランティアサークル活動、各公園における公園愛護活動団体としての活動など

- ③特定の個人・団体を対象に行われた活動

例 特定のグループに対するスポーツ・音楽等の指導活動 など

- ④対価を得て行われた活動

- ⑤国会議員、府議会議員、堺市議会議員

- ⑥堺市職員、堺市立の学校園の教職員

<対象者について>

被表彰候補者は基準日（令和5年3月31日）において生存されている方です。また表彰の決定日（5月末頃）までの間に亡くなられた方は表彰対象外となりますのでご注意ください。

【基準年数】

○活動期間 10年以上《令和5年3月31日時点》

【推薦者】

○各校区代表者

【推薦期限】

○令和5年4月28日（金）

【留意事項】

- 候補者の推薦にあたっては、校区内各種団体へもご相談いただき、広く善行者の把握に努めていただきますようお願いいたします。
- 候補者を推薦いただいた後、表彰審査会を経て、被表彰者が決定されます。その後、各校区代表者様宛てに被表彰者の決定連絡をいたします。